

# いろは保育園空調設備更新工事

## 現場説明指示事項

### I 工期について

- (1) 契約工期は、契約確定の日から令和3年6月30日までとする。
- (2) 原則として、PAC-1系統屋内機工事は契約日から令和3年5月16日まで、PAC-2系統屋内機工事は令和3年4月29日から令和3年6月30日までとする。
- (3) 工期内に工事目的物を引渡し、工期内に完成検査を受けること。
- (4) 事業課及び施設管理者並びに監督員と調整の上、工事工程表を作成し、速やかに工事に着手し、工期限前に施設を使用できるように仮使用検査を受けること。

### II 施工について

- (1) 作業時間は、次のとおりとすること。
  - ①原則として、平日（月～土曜日）の午前8時30分からとし、事業課及び施設管理者並びに監督員と十分協議し、決定すること。
  - ②休日の作業は、出来るだけ避けるものとするが、工程上やむを得ない場合は、騒音のない作業とし、事前に周辺住民に周知すること。
  - ③夜間の作業は、出来るだけ避けるものとするが、工程上やむを得ない場合は、騒音のない作業とする。
- (2) 利用者等の動線は、工事範囲と重ならないよう、努めると共に工事進捗上、同一範囲を共用しなければならない場合は、警備員の配置など安全を確保すること。
- (3) 工期中、園児は施設を利用しているため、安全を十分に考慮して工事を進めること。また、必要に応じて、警備員を配置して作業をすること。
- (4) 工事関係車両について
  - ①工事関係車両の駐車は、事業課及び施設管理者並びに監督員と協議し、指定された場所以外に置かないこと。
  - ②工事現場周辺の道路は、狭いことから通行には十分に注意するとともに、関係車両が交互通行等しないような経路計画とすること。
  - ③工事関係車両の現場入場は、通学時間帯を避けること。
  - ④工事関係車両の通行が、周辺住民及び周辺道路の定期通行車両（ゴミ収集車、幼稚園バス等）に影響を及ぼす可能性がある場合は、事前に周知すること。  
(周知時期及び周知方法は、監督員と協議)
- (5) 工事現場周辺は、住宅地域であるため騒音・振動には充分注意すること。
- (6) 工事範囲内に、荷物等の支障物が残っている場合は、施工の邪魔とならないように移動して施工すること。

### Ⅲ 産業廃棄物処理について

- (1) 工事施工にあたり、撤去した発生物は、分別に努め、1カ所にまとめ収集し、早急に場外に搬出し、場内の衛生保全に努めること。
- (2) 建設工事の副産物である発生土及び建設廃棄物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成14年5月30日改正）を遵守し、適正に処理すること。

### Ⅳ その他

- (1) 完成図書の提出は、特記仕様書及び次のとおり、完成時に提出すること。なお、各々内容に相違がある場合は、監督員の指示のとおりとする。

- |      |           |    |
|------|-----------|----|
| ①竣工図 | A1版二つ折り製本 | 部  |
|      | A1版A4折り製本 | 部  |
|      | A3版二つ折り製本 | 3部 |

- |     |      |    |
|-----|------|----|
| ②写真 | 工事写真 | 1部 |
|-----|------|----|

※施工前・中・後が対比できるように撮影し、整理すること。

- ③電子データ 竣工図及び工事写真は、上記の提出図書とは別に当該の電子データをCD-ROMで2部提出すること。なお、図面データのデータ形式はJWW、DXF及びPDFとする。

※上記に併せて、工事監理者が必要とする部数を別に提出すること。

志木市役所 保育課 保育園グループ  
担 当 主 事 福 島 匠 悟  
電 話 048-473-1111 (2451)